

親子交流支援の利用方法



ひとり親サポートセンター

本 所：.054-254-1191

東部支所：055-951-8255

中部支所：054-284-0008

西部支所：053-452-7107

費用

支援を受ける費用は無料です。

事前相談や親子交流の実施に要する交通費、親子交流にかかる費用など、実費相当についてはご自身でご負担いただきます

支援対象者

①～⑥のすべてに該当することが必要です。

- ①親子交流の対象となる子と同居の親は、静岡市・浜松市に住所を有すること
- ②同居親と別居親の間に親子交流の取り決めがあること
また、本事業の支援を受けることを父母間で合意していること
取り決めや合意自体を一方の親に説得するような支援は行いません
- ③申込み時点で、子の年齢が15歳未満であること
- ④同居親と別居親のどちらかが児童扶養手当受給者と同様の所得水準にあること
- ⑤子どもの連れ去り、配偶者暴力などのおそれがないこと
- ⑥過去に本事業の対象となったことのないこと

親子交流支援の流れ

